

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に係る処分基準の改定概要

1 改定の主な理由

競馬法の一部改正により、同法第34条が条ずれにより第35条に改正されることとなり、競馬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第38号。）が制定されインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為等の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「施行令」という。）第1条に規定されている「児童の健全な育成に障害を及ぼす罪」についても、競馬法の条ずれにより同法第34条が第35条に改正されたことに伴い、処分基準の改定を行うもの

2 改定内容

処分基準の別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」の別表の（28）の競馬法第34条を第35条に改定するもの

3 対象となる処分基準

- （1）インターネット異性紹介事業の停止命令（第14条第1項）
- （2）インターネット異性紹介事業の停止命令（第15条第2項第2号）

4 施行日

令和5年5月1日